

琉球大学特定業務従事者の健康診断及び特殊健康診断(特殊健康診断等)の実施方針

1 目的

有害な環境下における教育・研究・医療等に携わる琉球大学の教職員及び学生を疾病から予防するために、労働安全衛生法及び関連法規で規定された特定業務従事者の健康診断及び特殊健康診断(以下「特殊健康診断等」)について、実施に当たり留意すべき基本的事項を明確にするものである。

2 特殊健康診断等に対する基本的考え

学長は、有害な環境下において教育・研究・医療等に携わる教職員及び学生に医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。また、教職員及び学生は、学長が行う健康診断を受診しなければならない。学生に対する特殊健康診断等については、教職員に準じて実施することとし、研究・教育指導に当たる教職員が特殊健康診断等の目的について学生に説明し、受診対象となる学生が受診できるよう配慮する。学生は、研究・学習環境について十分に把握し、疾病予防に努めるとともに、健康状態を自己管理しなければならない。

3 実施についての別添資料

(1) 受診対象者 【別紙 1】

(2) 受診の要否の判断 【別紙 2 , 別紙 3 及び別紙 7】

(3) 実施検査項目等 【別紙 4】

(4) 調査票及び提出先 学生【別紙 5-2】(学生用) 学生部学生支援課学生係

※【別紙 5-2】において「D 電離放射線健康診断」に該当する者は、必ず「放射線業務従事者健康診断問診票【別紙 6】」を記入し調査票と併せて提出すること。

(5) 日程及び場所 別紙 8 に記載。(職員定期健康診断実施期間中に期間を短縮して実施)

(6) 特殊健康診断等の結果について

結果の管理、結果に基づく健康管理指導、所轄官庁への対応等については、職員及び学生のプライバシー保護に配慮し、担当部門(職員は人事課、学生は学生支援課)が責任を負う

【学生の特殊健康診断について】

案内及び調査票の配布は学生支援課が実施する。

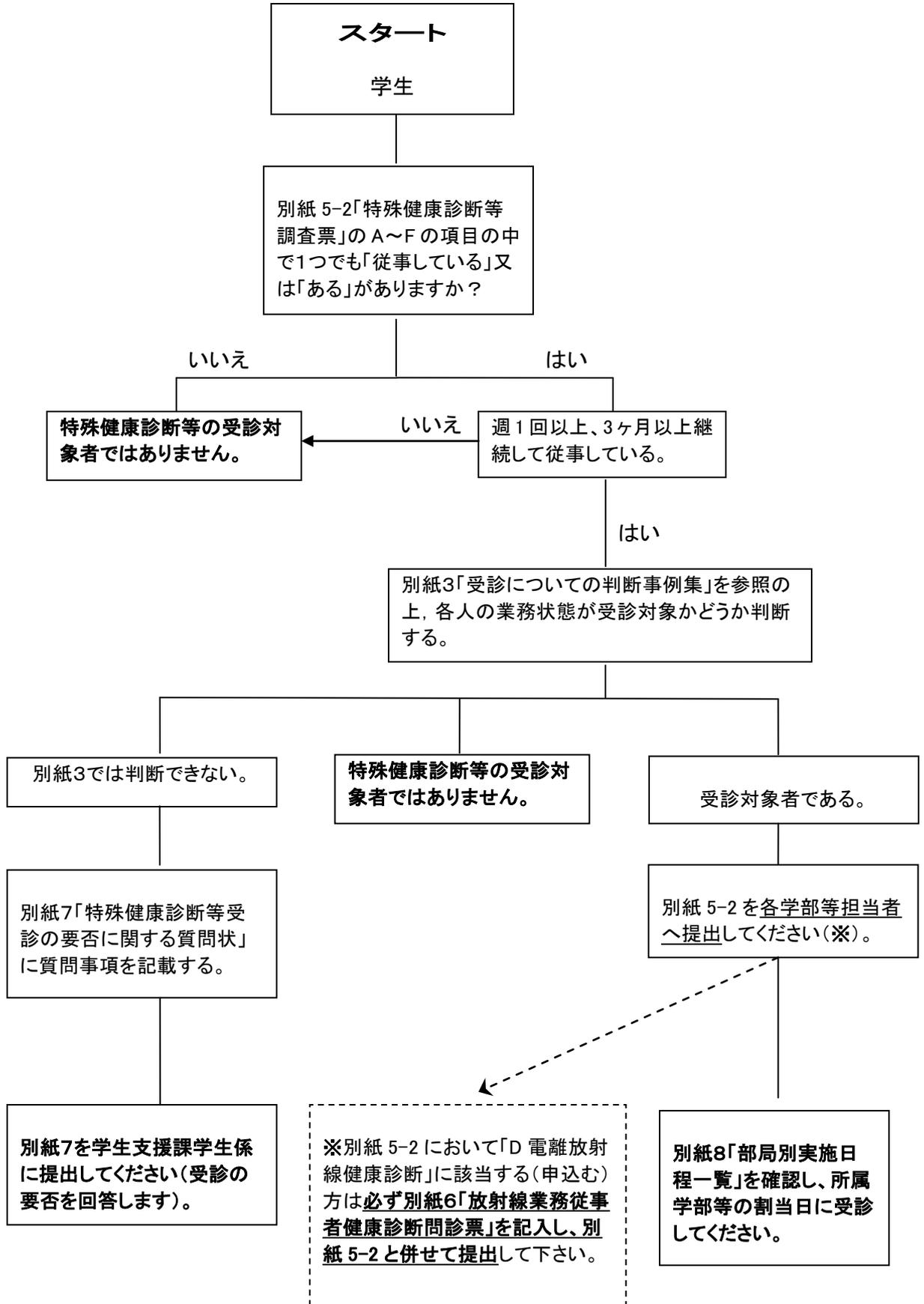
受診の要否について、研究・教育指導に当たる教職員と相談し判断すること。

別紙1

特定業務従事者の健康診断及び特殊健康診断(特殊健康診断等)の種類と受診対象者

A	特定業務従事者の健康診断	イ	多量の高熱物体を取り扱う業務又は著しく暑熱な場所における業務	溶接作業等 調理場でのコンロ近辺での作業
		ロ	多量の低温物体を取り扱う業務又は著しく寒冷な場所における業務	低温物質の取扱い
		ハ	ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務	ガラスバッジ所有者
		ニ	土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務	樹木の伐採、環境整備等
		ホ	異常気圧下における業務	潜水業務(サンプリング他)等
		ヘ	削岩機、びょう打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務	草刈機(チェーンソー)等の取扱い
		ト	重量物の取扱い等重激な業務	おおむね 30kg 以上の重量物を労働時間の1/3程度以上及びおおむね 20kg以上の重量物を労働時間の半分程度以上取り扱う業務
		チ	ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務	草刈機(チェーンソー)等の取扱い ボイラー業務等 機械システム・工作工場従事
		ヌ	深夜業を含む業務	深夜交代業務等 (22時～5時の時間帯に及ぶ業務に週1回以上又は月平均4回以上の頻度で継続的に従事する場合)
		ル	水銀、砒素、黄リン、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務	化学実験等
		ヲ	鉛、水銀、クロム、砒素、黄リン、弗化水素酸、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二酸化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は、粉じんを発生する場所における業務	廃液処理業務等
		ワ	病原体によって汚染のおそれが著しい業務	患者との接触、検体の取扱い
B	特定化学物質等健康診断	特定化学物質を使用する研究、業務等	「特殊健康診断等調査票」に示す化学物質を使用	
C	有機溶剤等健康診断	有機溶剤を使用する研究、業務等	「特殊健康診断等調査票」に示す有機溶剤を使用	
D	電離放射線健康診断	放射線管理区域に立ち入り業務・研究	ガラスバッジ所有者	
E	歯科医師による健康診断	歯又はその支持組織に有害な物質のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所での業務・研究	塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、その他、有害な物質のガスが発生する場所での業務・研究	
F	高気圧業務健康診断	高圧室内業務又は潜水業務	潜水業務(サンプリング他)等	

特定業務従事者の健康診断及び特殊健康診断(特殊健康診断等)受診対象の判断用フローチャート



特殊健康診断等に関する受診についての判断事例集

有害な物質を常時使用つまり「1週間あたり1回以上の頻度で3ヶ月以上の期間継続して使用する場合」、下記に示す特殊健康診断等を受診しなければならない。下記のような場合は、特殊健康診断等の受診の要否は各自で判断し、各人が疾病の予防に努め、健康状態を自己管理しなければならない。

	健康診断の種類	事例	受診の判断
A	特定業務従事者 に対する定期健康診断	塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸等の有害物を使用する場合。	
		(例)実験の授業で塩酸等を、15コマの内、8コマ程度使用する場合。 (例)実験の授業で塩酸等を、15コマでほぼ毎回、少量であるが使用する場合。 (例)週20時間以上の塩酸等を使用する作業が1ヶ月に1回以上の頻度で3ヶ月以上の期間継続して行う場合。	特に健康上の問題を自覚しないのであれば受診を義務付けるものではない。 定期的に繰り返し使用されるので、受診することが望ましい。
B	特定化学物質等 健康診断	「特殊健康診断等調査票」に示す、特定化学物質を使用する場合。	
		(例)実験の授業で特定化学物質を、15コマの内、8コマ程度使用する場合。 (例)実験の授業で特定化学物質を、15コマでほぼ毎回、少量であるが使用する場合。 (例)週20時間以上の特定化学物質を使用する作業が1ヶ月に1回以上の頻度で3ヶ月以上の期間継続して行う場合。	特に健康上の問題を自覚しないのであれば受診を義務付けるものではない。 定期的に繰り返し使用されるので、特定化学物質等健康診断を受診することが望ましい。
C	有機溶剤等 健康診断	「特殊健康診断等調査票」に示す、有機溶剤を使用する場合。	
		(例)実験の授業で有機溶剤を、15コマの内、8コマ程度使用する場合。 (例)実験の授業で有機溶剤を、15コマでほぼ毎回、少量であるが使用する場合。 (例)週20時間以上の有機溶剤を使用する作業が1ヶ月に1回以上の頻度で3ヶ月以上の期間継続して行う場合。	健康上の問題を自覚しないのであれば受診を義務付けるものではない。 定期的に繰り返し使用されるので、有機溶剤等健康診断を受診することが望ましい。

なお、不明な点は学生支援課学生係へ別紙7「特定業務従事者の健康診断および特殊健康診断(特殊健康診断等)受診の義務の有無に関する質問状」で問い合わせること。

実施検査項目

	健康診断の種類	検査項目等	備考
A	特定業務従事者の健康診断	定期健康診断と同じ内容	半年に1回(年2回)
B	特定化学物質等健康診断	1. 業務経歴調査 2. 既往歴の有無調査 3. 自覚・他覚症状の有無調査 * 特定化学物質の種類により行う項目	* 特定化学物質の種類により検査項目が違ふ
C	有機溶剤等健康診断	1. 業務経歴調査 2. 有機溶剤による健康障害の既往歴、自覚症状及び他覚症状の既往歴調査 3. 尿中の有機溶剤の代謝物の量検査についての既往の検査結果調査 4. 尿中蛋白の有無検査 5. 尿中の有機溶剤の代謝物量の検査 6. 作業条件の調査 7. 貧血検査 8. 肝機能検査 9. 尿中蛋白の有無検査を除く腎機能検査 10. 神経内科学的検査	6～10については、医師が必要と認めた場合に実施
D	電離放射線健康診断	1. 被爆歴の有無調査 2. 白血球数及び白血球百分率 3. 赤血球数及び、血色素量又はヘマトクリット値検査 4. 白内障に関する眼の検査 5. 皮膚の検査	2～5については、医師が必要でないと認めるときは省略可能
E	歯科医師による健康診断		(実施時期等を別途調整)
F	高気圧業務健康診断	1. 既往歴及び高気圧業務歴調査 2. 関節、腰もしくは下肢の痛み、耳鳴り等の自覚症状又は他覚症状の有無検査 3. 四肢の運動機能検査 4. 鼓膜及び聴力の検査 5. 血圧の測定、尿中の糖及び蛋白検査 6. 肺活量検査 7. 作業条件調査 8. 肺換気機能検査 9. 心電図検査 10. 関節部のエックス線直接撮影検査	7～10については、医師が必要と認めた場合に実施

特定業務従事者の健康診断および特殊健康診断(特殊健康診断等)
受診の義務の有無に関する質問状(学生用)

学生部学生支援課学生係担当 行
〔FAX(895-8128)、または学内便での提出をお願いします〕

学部・学科等 _____ 氏名 _____ 連絡先: 携帯電話 _____
内線(研究室) _____

質問事項

※ 化学物質等の利用に関する質問の場合は、物質名、使用する量及び使用する頻度を例に従って 具体的に記載してください。

(記載例)

アセトン matches 程度の大きさの脱脂綿に湿らせ、実験器具(ビーカー等)に付着した汚れを落とす作業を行っている。一日当たりの作業時間は30分程度で、脱脂綿は2, 3回取り替え、その都度アセトンを湿らせている。この作業は月に4~5回の頻度で行っている。

この場合、有機溶剤等の健康診断を受診しなければいけないか？

回 答 票

特殊健康診断等の 受診対象者です 受診対象者ではありません。

※ 学生支援課学生係にて質問状を受付しますが、質問については、安全衛生担当者が科学的・法律的観点から検討したうえで回答します。
回答までに多少時間を要する場合があります。予めご了承ください。

平成29年度 学生特殊健康診断等 部局別実施日程一覧

特定業務従事者の健康診断及び特殊健康診断(特殊健康診断等)は、職員定期健康診断と同時期(実施期間は短縮)・同場所にて実施(ただし、歯科検診は別途調整する)。

実施期間内であれば、割り振られた部局以外でも受診可能。

対象部局		実施期間		時間	場所
千原事業場	法文学部 観光産業科学部 教育学部 理学部 工学部 農学部 共同利用施設等	6 月 期	6月15日(木) ~19日(月)	9:00~12:30	大学会館3階 特別会議室
		12 月 期	12月11日(月) ~12月12日(火)	9:00~12:30	
上原事業場 (医学部)	医学部 医学部附属病院	6 月 期	6月7日(水) ~14日(水)	9:00~16:30 午前 9:00~11:30 午後 13:00~16:30 ※6/14のみ午前中	医学部管理棟 3階 大会議室
		12 月 期	12月6日(水) ~7日(木)	9:00~16:30 午前 9:00~11:30 午後 13:00~16:30	

有機溶剤健康診断	有機溶剤等取扱業務従事者	特定業務従事者健診と同時期・ 同場所にて実施(歯科健診は別 途調整)
特定化学物質等健康診断	特定化学物質取扱業務従事者	
高気圧業務健康診断	高気圧業務従事者	
電離放射線健康診断	放射線業務従事者	
歯科医師による健康診断	有害物質取扱業務従事者	